

■上野のげんばから■

きみまも@歌舞伎町 × 法テラス

歌舞伎町のトー横に出入りする若年者を支援している福祉職の方からの相談です。(※1)

- ・本人(20代女性)は、精神的な障害もあり、仕事が続かず、足りない生活費は借入でまかなった。
- ・程なくして借金の支払いが滞り、自宅に督促状が届いた。スマホには債権者からの大量の着信。
- ・何かに追われる毎日と孤独感に押しつぶされそうになり、本人は歌舞伎町のトー横にたどり着いた。
- ・現在、本人は、歌舞伎町で声をかけてくる大人への「パパ活」で生計を立てている。食事だけのこともあれば、性交渉が伴うこともある。それでも一人暮らしをしていた頃よりずっとマシと本人に困り感はない。生活保護や自己破産について提案するも、そんなことをしたら人生終わりだと拒否反応。



「きみまも@歌舞伎町」(以下「きみまも」)は、いわゆる「トー横」問題をはじめ、さまざまな悩みを抱える青少年・若者を対象に、東京都がトー横広場のすぐ近くに設置した総合相談窓口です(詳細は末尾資料※2)。

現在、法テラスは、東京都と連携して、きみまもに毎週法テラスの常勤弁護士(法テラス東京法律事務所所属の弁護士を含む)を派遣し、利用者に法的な情報提供をしています。

利用者の抱える悩みや生きづらさの背景には、法的問題が含まれていることが少なくありません。このケースでは、「生活保護を受けたら、ずっと生活保護になり、自由がなくなる」、「自己破産をしたら、債権者に恨まれて、一生付きまとわれる」など、誤解や思い込みで、法的支援を拒絶してしまったようでした。常勤弁護士から正しい法的情報を伝えることで、本人が安心し、無事に生活保護の受給と自己破産を進めることができました。

困難を抱える子どもとその親の支援に関わっている福祉関係者の皆様。ぜひ、お気軽に私たちのホットラインにご連絡ください。皆さまと連携させていただき、トー横に来る前に、彼ら・彼女らに、法律によるこんな解決の選択肢もあることを知ってもらえたらと思います。

※1 事例はプライバシー保護のため事実関係を一部修正しています。

※2 [法テラスの在り方に関する有識者検討会第2回配布資料6「繁華街における若者支援について～「きみまも@歌舞伎町」の運営から～」](#)(東京都都民安全総合対策本部 村田陽次氏)

■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では、常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に¹電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する業務のなかでお悩みのこと²がございましたら、ぜひご利用ください(ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話しいただく必要はございませんので、まずはお気軽にお問い合わせください。)

- **ご利用時間帯** 平日 10:00～17:00
- **お問合せ先電話番号** **0503383-0202**
- **よくあるお問合せ** 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など³

¹ 支援を受けておられるご本人からの直接のお電話には対応できません。ご本人からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <http://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/index.html> をご参照ください。

² 最終的にはご本人(被支援者様)のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

³ ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。